

清流の国 ぎふ 森林・環境税

森林・環境税を活用した
自然環境の保全・再生の取組みについて

平成 29 年度～令和 3 年度

豊かな森林や
清らかな川を
未来へ

岐阜県



1

岐阜県の森林・環境を取り巻く状況を踏まえ、『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組みを推進

直面した危機

岐阜県は、県土面積の81%が森林（全国2位）で形成される「木の国、山の国」であり、大小400以上の河川が8つの流域を織りなす「川の国、水の国」です。古くから、こうした岐阜県の豊かな森林・清らかな川は、私たちの暮らしに大きな役割を果たし、また多くの恵みを与えてきました。

しかしながら、平成24年以前は、適切に管理されず荒廃した森林や、野生動物による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが大きな問題となっていました。

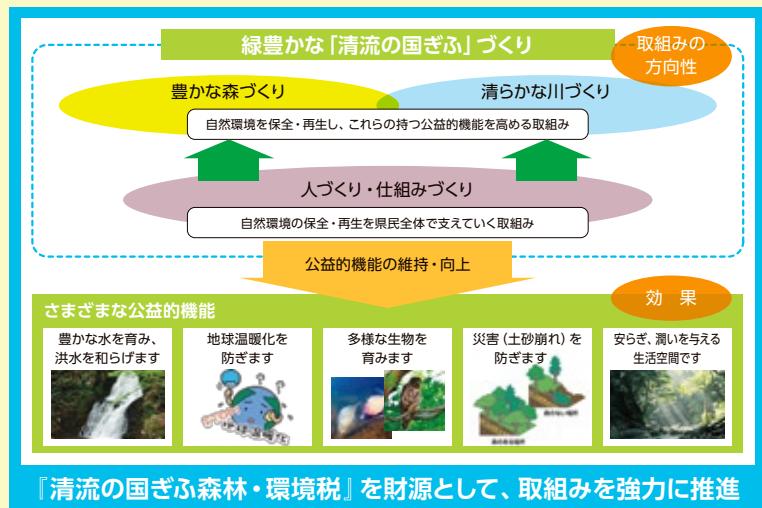
そして、これらの問題を放置した場合、私たちの安全・安心な生活環境が失われるとともに、地球温暖化や生物多様性の損失など、地球規模の環境にも悪影響が懸念される危機的な状況に直面していました。

危機への対応～

自然環境の保全・再生の取組み強化

喫緊の課題である地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進しなければならないとの気運が高まりました。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めて、森林や河川は県民の共有財産であるという認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組みを進めてきました。



2

平成24～28年度の 『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組み



里山林の整備

5年間の目標 2,600ha 整備
⇒ 2,649ha (102%達成)

※整備により、住民による手入れや活用がしやすくなったとの評価が寄せられています。



奥山林等の
間伐の推進

5年間の目標 15,000ha 整備
⇒ 12,509ha (83%達成)

※整備により、林内に光が入りやすくなるなど、森林環境の改善が図られています。



公共施設等の木造化、木質化

5年間の目標 65施設整備
⇒ 41施設 (63%達成)



木育・環境教育の推進

5年間の目標 400校・園実施
⇒ 547校・園 (137%達成)



※子どもたちなどに「ぎふの木」や、ぎふの森林や川などの自然を身近に感じる体験を提供できました。

NPO等の環境保全活動への支援

5年間の目標 130団体等支援
⇒ 182団体等 (140%達成)



※県民主体による森づくり・川づくりの活動が進みました。

有害鳥獣対策

⇒ ニホンジカの捕獲
15,683頭



※狩猟等の手法も含め、年間15,000頭の捕獲が必要とされる中、税事業が貢献しています。

3

これからの『清流の国ぎふ森林・環境税』

平成24年度からの5年間、清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、取組みを強力に推進してきました。

しかし、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要です。また、取組みを着手しただけにとどまらせず、本格的に軌道に乗せていくためには、継続的な、切れ目のない対応が必要不可欠です。

さらに、自然環境の保全・再生を巡っては、新たな課題も把握されているところです。このため、

『豊かな森づくり』『清らかな川づくり』、それを支える『人づくり・仕組みづくり』を進めるという
 従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題への対応を加え、
 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組みを進めていきます。

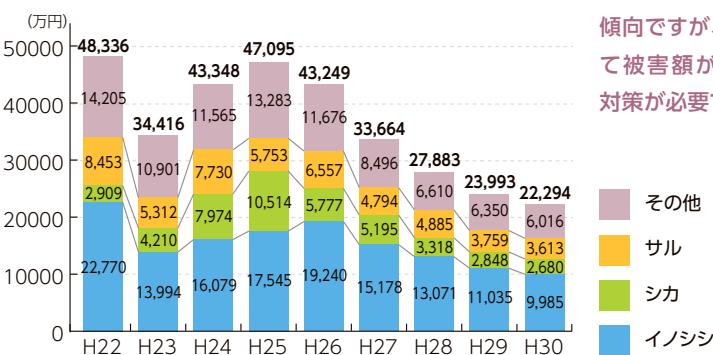


継続的な取組みが求められている課題

奥山林の間伐の推進については、5年間の取組みにより、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小はしましたが、依然として整備が必要な森林が存在しています。



農作物鳥獣被害額の推移



有害鳥獣対策については、被害額は低減傾向ですが、依然として被害額が多いため対策が必要です。

新たな課題

★ 100年先の森林のあり方を見すえて、今、どのような整備が必要かを考えるべき時期に差しかかっています。

従来の『経営』や『環境保全』に加え、『観光』『生活』といった人の活動に寄り添う視点での、望ましい森林のあり方を志向し、望ましい森林の姿へと促していく必要があります。

★ 「清流長良川の鮎」の世界農業遺産認定を契機として、里川保全の取組み強化が必要です。

★ COP21においてパリ協定が採択されました。さらなる温暖化防止対策が求められる中、保全・再生の取組みにより、岐阜県の豊かな森林を維持・増進させつつ、さらに温暖化防止にも十二分に活用していく必要があります。

★ 「ぎふ木育」など環境教育が浸透し、「木に触れる・親しむ」という体験を提供する取組みは一定の成果を得てきました。

今後は、体験に立脚した「行動する」人づくりを強化する必要があります。

特に、子どもだけでなく大人の人材育成を進めるためには、その核となる仕組み（人材育成の総合拠点）が必要とされています。



① 100年先の森林づくりの推進

① 環境保全林整備事業

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、市町村や林業事業体等が行う間伐等を支援します。

- 事業主体：市町村、林業事業体等
- 補助率：10/10【メニューごとに上限あり】

目標

環境保全林における間伐等の森林整備：13,000ha／5年

効果

森林の公益的機能維持増進



② 公有林化支援・推進事業

水源かん養や生物多様性の保全等の公益的機能を広範囲に保持する重要な森林のうち、荒廃した森林又は荒廃のおそれがある森林で、早急に公的な管理を行う必要がある森林について、公有林化を推進します。

- 事業主体：①市町村 ②県
- 補助率：①10/10以内 または ②1/2以内

目標

森林の公有林化による管理：100ha／5年

効果

森林の公益的機能維持増進／適正な森林管理

③ 里山林整備事業

生物多様性の保全などが必要な「里山林」と、野生鳥獣被害や倒木の危険性が生じている、集落に隣接した「生活保全林」の整備等を支援します。

里山林整備タイプ

- 事業主体：①市町村、各種団体 ②県
- 補助率：①10/10以内【メニューごとに上限あり】

目標

里山の整備（侵入竹の除去、森林病害虫の防除、広葉樹等の植栽、不用木の除去等）：2,650ha／5年

効果

森林の公益的機能維持増進

生活保全林整備タイプ

集落に隣接し、野生鳥獣被害や倒木の危険性が生じている森林の整備等を支援します。

- 事業主体：市町村、各種団体
- 補助率：10/10以内【メニューごとに上限あり】

目標

パッファージーン（緩衝帯）整備、危険木の除去：600ha／5年

効果

地域生活環境の保全



④ 森林地域外危険木除去事業

森林ではないものの、住民に身近で、住民生活に危険を及ぼす可能性の高い樹木の伐採を支援します。

- 事業主体：市町村
- 補助率：2/3以内【上限：1,000千円／箇所】

目標

住民に身近な樹木の整備：50箇所／5年

効果

地域の生活環境の保全

② 自然生態系の保全と再生

野生鳥獣保護管理推進事業

ニホンジカの個体数調整や、イノシシ・カワウなどの有害鳥獣捕獲、対策に関する調査研究、研究成果の普及を推進します。

- 効果：農林業、生態系及び日常生活への被害低減

6 生態系維持のための、ニホンジカ等の捕獲

（ニホンジカ・イノシシ）

- 事業主体：①市町村 ②地域協議会 ③法人
- 補助率：①ニホンジカの捕獲：定額

②わな捕獲を中心とした捕獲体制構築：10/10以内【上限：1,000千円／1地区】

③鳥獣捕獲等事業者育成：10/10以内【上限：300千円／1事業】

- 事業主体：県
- 補助率：事業費の1/2以内【上限：25,000千円／施設】

目標

NPO等による河川清掃等の活動が新たに開始される河川：25河川／5年

9 流域清掃活動推進事業

（ニホンジカ・イノシシ）

- 事業主体：①市町村 ②地域協議会 ③法人
- 補助率：①ニホンジカの捕獲：定額

②わな捕獲を中心とした捕獲体制構築：10/10以内【上限：1,000千円／1地区】

③鳥獣捕獲等事業者育成：10/10以内【上限：300千円／1事業】

- 事業主体：県
- 補助率：事業費の1/2以内【上限：25,000千円／施設】

目標

木質バイオマス利用施設の導入：ボイラー 5施設／5年

ストーブ 100基／5年

10 ため池外来種駆除事業

（カワウ）

- 事業主体：市町村、漁業協同組合等
- 補助率：10/10以内【メニューごとに上限あり】

*附帯施設整備は1/2以内（上限あり）

目標

カワウの捕獲：3,000羽／5年（カワアイサを含む）

11 水田魚道設置推進事業

（カワウ）

- 事業主体：市町村、漁業協同組合等
- 補助率：10/10以内【上限：1,500千円／団体】

*附帯施設整備は1/2以内（上限あり）

目標

カワウの捕獲：3,000羽／5年（カワアイサを含む）

12 生態系保全団体支援事業

（7 有害鳥獣対策に従事する市町村職員の育成）

- 事業主体：市町村
- 補助率：10/10以内【上限：500千円／人】

目標

有害鳥獣対策従事者の確保：30人／5年

13 生態系保全市町村支援事業

（8 野生動物総合対策普及推進事業）

- 事業主体：岐阜大学（寄附研究部門）
- 補助率：普及啓発事業：参加者2,500人／5年

目標

生態系保全活動の実施：30市町村／5年

14 河川魚道の機能回復事業

（14 河川魚道の機能回復事業）

- 事業主体：市町村
- 補助率：1/2以内【上限：1,000千円】

目標

生態系保全活動の実施：672箇所／毎年

15 用排水路・河川落差解消支援事業（①の事業と関連して実施）

（15 用排水路・河川落差解消支援事業）

- 事業主体：市町村等
- 補助率：10/10以内【上限：5,000千円】

目標

落差解消工事実施地区：5地区／5年

16 木質バイオマス利用施設導入促進事業

（16 木質バイオマス利用施設導入促進事業）

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：木造化 17,000円／㎡以内【上限30,000千円】

内装木質化 10,000円／㎡以内【上限30,000千円】

目標

木質バイオマス利用施設の導入：ボイラー 5施設／5年

ストーブ 100基／5年

17 小水力発電による環境保全推進事業

（17 小水力発電による環境保全推進事業）

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：10/10以内【上限：100千円／施設】

目標

木の小屋、木製学習教材の導入：300施設／5年

効果

環境負荷軽減への意識向上

森林資源の有効利用の促進

18 木の香る快適な公共施設等整備事業

（18 木の香る快適な公共施設等整備事業）

- 事業主体：市町村や学校法人等
- 補助率：内装木質化を支援します。

効果

子どもから大人まで、幅広い世代を対象に、「ぎふ木育」を普及させます。

目標

森林や環境に関する学習を進めます。

19 ぎふの木育・環境教育推進事業

（19 ぎふの木育・環境教育推進事業）

- 事業主体：県
- 補助率：自然環境保全に対する理解醸成、実践力を有する人材養成

目標

子どもから大人まで、幅広い世代を対象に、「ぎふ木育」を普及させます。

効果

子どもから大人まで、幅広い世代を対象に、「ぎふ木育」を普及させます。

目標

森林や環境に関する学習を進めます。

20 市民協働による未利用材の搬出支援

（20 市民協働による未利用材の搬出支援）

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：1/2以内【上限：150千円／事業、500千円／総事業】

目標

身近な水路等に小規模な水力発電施設を設置し、また設置した施設等を活用して環境保全学習、環境保全活動を実施する取り組みを支援します。

- 事業主体：市町村、団体等
- 補助率：1/2以内【上限：10,000千円】

効果

身近な水路等に小規模な水力発電施設を設置し、また設置した施設等を活用して環境保全学習、環境保全活動を実施する取り組みを支援します。

- 事業主体：市町村、団体等
- 補助率：1/2以内【上限：10,000千円

森林・環境税のしくみ

納める方は？

個人 … (その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。

法人 … 県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は？

個人 … 年額 1,000 円

法人 … 年額 2,000 円～ 80,000 円 (県民税均等割標準税率の 10%相当額)

課税の方法は？

県民税（均等割）に上記の額を上乗せします。

納める方法は？

個人 … 個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込みます。

法人 … 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します。

いつまで続くの？

個人 … 平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間

法人 … 平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分

税の管理は？

税金の使いみちを明確にするため、既存の税収と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。

※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は？

第三者機関が各施策の取組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果については、県民の皆様に公表します。



清流の国ぎふ森林・環境税と森林環境譲与税は、それぞれの目的を踏まえ、使途のすみわけを行った上で有効に活用しています。

お問い合わせ先

税の使いみちについて

(森林関係)

林政部恵みの森づくり推進課

TEL 058-272-8472 FAX 058-278-2702

E-mail : c11513@pref.gifu.lg.jp

(環境関係)

環境生活部環境企画課

TEL 058-272-8231 FAX 058-278-2610

E-mail : c11265@pref.gifu.lg.jp

税のしくみについて

総務部税務課

TEL 058-272-1153 FAX 058-271-3711

E-mail : c11110@pref.gifu.lg.jp